

改葬の申請について

墓地・埋葬等に関する法律により、すでに埋葬されている遺骨を別の形態のお墓に移動するには、改葬（お墓の引っ越し）の手続きが必要になります。下記の事項を参考に申請して下さい。

※ 1 申請書に必要な提出書類等

①戸籍（改製原戸籍、除籍等の死亡年月日を証明する書類）

問い合わせ先・・・各市町村の戸籍窓口へ

②位牌の裏面（死亡年月日記載）の写真

上記、①②のいずれかひとつを選択し提出して下さい。

③改葬許可申請書は、1柱につき1枚になります。

④改葬許可書の発行に、手数料が1柱につき200円必要になります。

※ 2 郵送による申請の場合（上記※1の①、②のいずれかひとつを選択し同封）

①切手の貼られた返信用封筒を同封し申請。

②改葬許可手数料分の郵便小為替（1柱につき200円です）を同封し、申請する。

《関連事項》

○ 改葬許可書の申請は、親族以外でも「委任状」を提出すれば代理人が申請できます。

○ 「墓地使用者（権利者）からの承諾」について

親族間のトラブルにならないために、既存墓地の使用者本人からの承諾を確認して下さい。